明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件（**国土交通**六七四）　一
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**六七五）　一
○道路に関する件
（**中部地方整備局**九六）　二
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**九四）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　四一
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　四二
会社その他
会社決算公告　四三